

議事日程 (第4号)

平成19年 6月21日 午前10時00分開議

- 日程第 1 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 2 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第1～日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 第36号議案 中間市等公平委員会の共同設置について
- 日程第 4 第37号議案 中間市公平委員会設置条例を廃止する条例
- 日程第 5 第38号議案 中間市等公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例
(日程第3～日程第5 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 第39号議案 消防ポンプ自動車の購入契約について
(日程第6 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 意見書案 全国一律最低賃金の引き上げを求める意見書
第 7 号
(日程第7 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 意見書案 後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを求める意見書
第 8 号
(日程第8 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 意見書案 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を
第 10号 求める意見書
(日程第9 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第10 意見書案 憲法第9条の1項(戦争放棄)、2項(戦力の不保持)の
第 11号 堅持を求める意見書
(日程第10 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第11 第35号議案 中間市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例
(日程第11 継続審査)
- 日程第12 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（19名）

1 番	中家多恵子君	2 番	佐々木晴一君
3 番	安田 明美君	4 番	植本 種實君
5 番	宮下 寛君	6 番	青木 孝子君
7 番	原田 隆博君	8 番	井上 太一君
9 番	掛田るみ子君	10 番	草場 満彦君
11 番	中尾 淳子君	12 番	古野 嘉久君
13 番	上村 武郎君	14 番	井上 久雄君
15 番	山本 慎悟君	16 番	堀田 英雄君
17 番	片岡 誠二君	18 番	下川 俊秀君
19 番	米満 一彦君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	松下 俊男君	副市長	山崎 義弘君
教育長	船津 春美君	総務部長	柴田 芳夫君
市民部長	中野 諭君	保健福祉部長	田中 茂徳君
建設産業部長	行徳 幸弘君	教育部長	牧野 修二君
上下水道局長	小南 哲雄君	市立病院事務長	藤井 紀生君
消防長	一田 健二君	経営企画課長	小島 一行君
財政課長	元嶋 伸二君	総務課長	白尾 啓介君
環境保全課長	赤木 良一君	介護保険課長	伊東 久文君
健康増進課長	中尾三千雄君	管理課長	栢野 広行君
下水道課長	佐藤 満洋君	教育総務課長	中村信一郎君
消防総務課長	安田光太郎君	監査事務局長	村上 羊三君
選挙管理委員会事務局長			村井 玄君
人権男女共同参画課長補佐			中嶋伊佐雄君

事務局出席職員職氏名

局長 谷川 博君	次長 植木 健一君
補佐 小田 清人君	書記 岡 和訓君

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 承認第5号

日程第2. 承認第6号

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、承認第5号から日程第2、承認第6号までの専決処分2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第5号平成19年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）につきましては、専決処分といたしましたのでご報告をいたします。

平成18年度の間接市特別会計国民健康保険事業の歳入総額は53億4,260万円で、歳出総額は60億6,330万円となりまして、差し引き単年度収支といたしましては1億750万円の収入不足となりました。

さらに、平成18年度の繰上充用金であります6億1,320万円を加えた平成18年度の決算といたしましては、7億2,070万円の不足額となっております。そのことにより、平成19年度補正予算といたしまして、歳出では9款の前年度繰上充用金で、歳入につきましては10款の諸収入で7億2,070万円を計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ68億9,646万円とするものであります。

昨年度に引き続き赤字決算となりましたが、今後、税収の増加に努めることはもちろん、保健事業の強化等、市民の健康増進と医療費の減少に努力を払うとともに、国民健康保険財政の健全化を図ってまいります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、承認第6号平成19年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）につきましては、専決処分といたしましたのでご報告をいたします。

平成18年度の間接市住宅新築資金等特別会計の決算額を調製いたしましたところ、歳入に不足が生じたので、これを補てんするため、5月31日付で専決処分したものでございます。

補正予算のうち、歳出につきましては、前年度繰上充用金に、歳入につきましては諸収入にそれぞれ6億160万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,889万

円とするものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

第6号の住宅新築資金等特別会計についてちょっとお伺いしますが、この問題については、先に回収をするための裁判も行なっているところでございますけれども、この裁判で負けたところ、これについては、もう回収は不可能だというふうに思いますが、そうでない人たちの回収、これはきちんと行なわれているのかどうか、これを先にお伺いしたいと思います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

状況につきましては、担当課長の方から説明させます。

○議長（井上 太一君）

中野市民部長。

○市民部長（中野 諭君）

裁判勝訴の償還状況につきましては、23件、件数があるわけでございますけれども、うち、死亡、行き先不明等がございまして、未償還額については4,700万円程度が残っているということでございます。償還済みが約700万円ということになっております。

しかしながら、回収できるものは極力回収していくというスタンスに変わりはございません。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

一つは、回収できるところ、これが計画に基づいて毎月幾らというのがあると思うんですが、その分についての滞納というのはいないですか。

○議長（井上 太一君）

中野市民部長。

○市民部長（中野 諭君）

なかなか予定どおり償還していただくことは難しいんですけども、極力——中にはそういった事例もございまして、裁判所で判決が出たわけでございますので、そういったところは、もうこちらの方から積極的に回収していくということでございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

今、死亡ないし行方不明、こういう人たちの土地であるとか、住宅であるとか、そういうものは現地に残されているんですか。

○議長（井上 太一君）

中野市民部長。

○市民部長（中野 諭君）

もう既に人の手に渡ったといった物件もございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

それは、いわゆる裁判を起こす前にそういう措置がされていたということなんですか。

○議長（井上 太一君）

中野市民部長。

○市民部長（中野 諭君）

私もちょっとそこまでは確認しておりませんが、人の手に渡っても、抵当権等は残されたままといったものもございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

私がなぜこういうことを言うかということ、例えば、国保なんかではかなり厳しい回収をされてる。で、なかなか生活が厳しくて払えない。こういう方には保険証を取り上げる、こういうところまでやってるわけですね。そういうところと比べると、この問題に対する市の姿勢が若干どうなのか、問題ありやしないかという思いがあるから聞いたわけですが、今後この点もぜひ調べておいていただきたいと思います。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分２件は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

住宅新築資金等特別会計についての反対討論を行ないます。

実際にかかなりの額、約５億を超えたと思うんですが、こういうお金が市民の税金で賄われているという状況です。今回も４，８００万ですか、まあ４，０００万円を超えるようなこの資金を住民の税金から補充していくという内容なんですけども、先ほど裁判の話も出ましたように、いわゆる回収できないところも貸し付けていった、こういうずさんな当時の市当局のあり方、これはそのツケが今市民の税金で補てんをするというところに回ってきてる。これは、もう本当に市民の了解、納得は得られないと思います。

以上のことを申し上げて、共産党の反対といたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより専決処分２件を順次採決いたします。

議題のうち、まず承認第５号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。ただいま議題となっております承認第５号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、承認第５号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第６号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。ただいま議題となっております承認第６号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、承認第６号は原案のとおり承認されました。

日程第３．第３６号議案

日程第４．第３７号議案

日程第５．第３８号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第３、第３６号議案から日程第５、第３８号議案の議案３件を一括して議題

とし、総務委員長の報告を求めます。下川俊秀総務委員長。

○総務委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております関連する第36号議案から第38号議案について一括審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第36号議案の中間市等公平委員会の共同設置につきましては、現在、地方公務員法第7条第3項の規定により、中間市公平委員会を中間市単独で設置していますが、今後、行政の効率的運用と経費の節減を図ることが求められており、現在では地方公共団体が他の地方公共団体と共同して委員会を設置することが多くなっています。

このことから、地方公務員法第7条第4項の規定により、事務の効率化、経費の削減などを図るため、中間市、中間市行橋市競艇組合及び福岡県中間市外二ヶ町山田川水利組合において、中間市等公平委員会の共同設置規約を定め、本年7月1日から公平委員会を共同して設置するものです。

次に、第37号議案の中間市公平委員会設置条例を廃止する条例につきましては、このたびの公平委員会の共同設置により、本市単独で設置している中間市公平委員会設置条例を廃止するものです。

次に、第38号議案の中間市等公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例につきましては、公平委員会の共同設置に伴い、地方公務員法第9条の2第12項において準用する同法第31条の公平委員会の委員は服務の宣誓をしなければならないとの規定により、提案されているものであります。

執行部から、中間市等公平委員会共同設置規約、公平委員会委員の職務内容、他市の公平委員会委員の人数の比較、中間市行橋市競艇組合、福岡県中間市外二ヶ町山田川水利組合の職員数や運営内容等の説明がありました。

最後に採決をいたしましたところ、3議案とも全員の賛成で可決すべきものと決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより議案３件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第３６号議案中間市等公平委員会の共同設置についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第３６号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第３７号議案中間市公平委員会設置条例を廃止する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第３７号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第３８号議案中間市等公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第３８号議案は原案のとおり可決されました。

日程第６．第３９号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第６、第３９号議案消防ポンプ自動車の購入契約についてを議題とし、総務委員長の報告を求めます。下川俊秀総務委員長。

○総務委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第３９号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

第３９号議案の消防ポンプ自動車の購入契約についてであります。現在、消防団に配備しております消防ポンプ自動車のうち、第１分団と第４分団の消防ポンプ自動車は、それぞれ昭和５８年度と昭和５９年度に購入し、２２年以上が経過していること、老朽化によりポンプ能力低下などの不具合が生じていることから、本年度にこれらの消防ポンプ自動車２台を買い替える計画であります。

今回、購入を計画している消防ポンプ自動車の主な仕様として、内張りのゴムチューブを改良した消防ホースを積載し、高速送水とすばやい水抜きが可能となり、火災現場において、より迅速な消火活動が遂行できるとともに、より一層、市民の安全を保つことができること、また、後部対面座席には鋼板製の屋根を有しており、危険な火災現場で消火活動に当たる消防団員のより一層の安全性が確保されます。

購入に当たり、今月７日に予定価格を２,３８０万９,０００円とし、１０社による入札

を行なった結果、北九州市八幡東区の帝産業株式会社が、2,370万円、税込価格2,488万5,000円で落札したことから、同日付で同社と仮契約をし、売買契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるために提案されているものであります。

消防本部から購入金額の約90%は、防災基盤整備事業債（地方債）を活用し、今後5年間で返還していく予定であり、約10%は市の単費で賄われるとの説明がありました。

最後に採決をいたしましたところ、全員の賛成で可決すべきものと決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第39号議案消防ポンプ自動車の購入契約についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 意見書案第7号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第7、意見書案第7号を議題とし、提案理由の説明を求めます。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

最低賃金の引き上げを求める意見書案の提案理由を述べます。

懸命に働いているのに生活保護水準に達しないワーキングプアと呼ばれる世帯数が400万とも、500万とも言われています。年収200万円以下の労働者は981万人、全労働者の21.8%になります。その多くが非正規労働者であり、その数は1,633万人、全労働者の32.6%を占めるまでになっています。

そして、その約2分の1が24歳以下の若者であり、約7割が女性であります。若者と女性がもっとも困難な状況に置かれています。先日、テレビで報道されていましたが、派

遣労働者で仕事がまともになく、家賃を払えなくなり、シャワーとインターネットができる部屋に一晩過ごす人々が急増している。こうした人たちは、住所不定となることから、正規の仕事につくことができなくなり、さらに低い収入に落ちていく。いったんここに落ちると、この悪循環から抜け出せないと言います。

日本がこういう社会でいいのでしょうか。今一つ、賃金を引き上げると、体力のない中小企業はつぶれてしまう。このような趣旨を安倍首相は答弁をしていましたが、最低賃金制と中小企業との関係は、今から50年前の国会でも問題になりました。当時の首相は安倍首相の祖父に当たる岸信介氏でした。岸首相は参院本会議で、中小企業の経営を守る対策と最低賃金制度を創設するという事について、こう述べています。「並行して進めるべきだ。この制度が施行されて、中小零細企業の劣悪な労働条件が改善され、能率も上がり、事業も安定し、過当な競争もなくなるということが、むしろ中小企業対策としても効果が上がるし、混乱を生じることはないと考えております。」今回もこうした姿勢を政府が貫くべきではないでしょうか。

このことを申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第7号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

全国一律最低賃金の引き上げを求める意見書（案）に対する反対討論を行ないます。

2006年の地域別最低賃金は、最高で東京都の719円、最低で青森、岩手、秋田、沖縄各県の610円となっています。全国平均は673円です。仮に時給700円の人に対し時給1,000円を支払うとすると、その人に係る人件費は1.4倍以上に膨れ上がることになり、企業が経費を抑えるため雇用の抑制をすることになりかねないのが現実です。

さらに、全国一律の最低賃金は、特に地方の中小零細企業に過大な負担を強いることとなります。実際、中小企業の経営者の多くが所属する日本商工会議所の山口信夫会頭も、現段階では不可能だと、本年3月2日付の日本経済新聞で断言し、現実的ではないとの見方をしております。

最低賃金の引き上げは重要な課題ではありますが、あくまでも地域の実情にのっとり、生活保護との整合性を考慮して水準を引き上げていくべきものです。景気回復の恩恵が地方や中小企業にまで十分行き渡っているとはいえない地方経済の実態からしても、いきなり1,000円の一律最低賃金というのは実現性のない、乱暴なやり方であります。

よって、全国一律最低賃金の引き上げを求める意見書案には反対いたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

賛成討論をいたします。

今、提案の中で説明がありましたように、既に中小企業の対策と最賃は離しがたいものだというので、特に、政府によって大企業への下請け業者に対する、こうしたものへの管理が行き届いてない。例えば、1兆円のもうけをしておりますトヨタ自動車は、下請け業者に韓国価格を、また、アジア価格という超低単価を要求して、次々と中小企業を倒産させています。こうした適正なルールを確立することが、中小企業を守る政策として求められております。

もう一点は規制緩和です。もうご存知のように、タクシー業者、宮崎県では時給518円と、最低賃金606円よりも低い水準になっております。トラック運送業では、運賃は規制緩和以前の40%から60%の水準に低下しています。こうしたことを政府が並行して対策を求めていますと、最低賃金制というのは、1,000円は不可能ではありません。もし、民間のシンクタンクの調査でも、低所得者の賃金が増えると、中小零細企業が多い食料や繊維、自動車などの分野で消費増が予想され、中小企業を潤すと、このように見えています。こうしたシンクタンクの調査でも、最低賃金を1,000円にすると経済効果は2兆6,000億円に上ると言っております。

こうしたことから、早急に最低賃金1,000円を求めるものです。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第7号全国一律最低賃金の引き上げを求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立少数であります。よって、意見書案第7号は原案否決されました。

日程第 8. 意見書案第 8 号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 8、意見書案第 8 号を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員（6 番 青木 孝子君）

後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを求める意見書案の提案説明をいたします。

新設される後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者を対象に、現在加入している国民健康保険や組合健保などから切り離し、家族に扶養されている人を含め、後期高齢者だけを被保険者とする独立した医療制度として、すべての後期高齢者から保険料を徴収し、年金から天引きいたします。保険料は厚生労働省の試算では平均月 6,200 円で、介護保険料の平均月 4,900 円と合わせると月 1 万円を大きく超えます。2 年ごとに改定される保険料は、後期高齢者の医療給付費が増えれば値上げされる仕組みになっております。

日本医師会は、今年 2 月、後期高齢者医療制度についての日本医師会の考え方を発表しました。その中で、「75 歳以上では疾病の発症率、受療率、医療費（特に入院）が急速に高まり、保険原理は機能しにくい。したがって、保障原理で運営し、公費負担割合を医療費の 9 割に引き上げる」ことを提案し、「段階的に国庫負担を引き上げる」としています。また、「保険料は応能負担として、一部負担金は一律にする」などの見解を明らかにしています。

この間、政府は定率減税の縮小・廃止、公的年金など控除の縮小・廃止、非課税限度額の引き下げなど、庶民大增税を強行いたしました。そして、後期高齢者医療制度によって今後の保険料の引き上げを決定されています。とりわけ、高齢者にとって過酷で理不尽なものになっています。厚生労働省は市町村の国民健康保険特別会計のように、市町村の一般会計からの広域連合への財源を繰り入れることを想定していないとの見解を示しており、高齢者の負担は増加するばかりです。

その上、従来 75 歳以上の高齢者は、障害者や被爆者などと同じく保険料を滞納しても、保険証を取り上げてはならないとされてきましたが、後期高齢者医療制度では、保険料を滞納すれば保険証を取り上げ、短期保険証や資格証明書を発行するとしています。国保では高過ぎる保険料が払えず、保険証を取り上げられ、必要な医療を受けられないために死亡する事態が生じています。

こうした状況の中で、保険証の取り上げを高齢者医療に拡大するなど絶対に許せるものではありません。

以上のことから、政府に対して公費負担の割合の引き上げや、保険料の軽減、応能負担の実施、資格証明書、短期保険証の発行などを行なわないなど、後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを求めるものです。

以上、皆様のご賛同をお願いして、提案説明を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第8号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第8号後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立少数であります。よって、意見書案第8号は原案否決されました。

日程第9．意見書案第10号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第9、意見書案第10号を議題とし、提案理由の説明を求めます。草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・充実を求める意見書案の趣旨説明を行ないます。

本来であれば、10数年に一度というレベルの異常気象がこのところ頻繁に起きております。温帯低気圧が台風並みに猛威をふるい、それに伴う洪水や土砂災害、さらに集中豪雨や竜巻の頻発などにより多くの人命が失われ、家屋や公共施設、農作物にも甚大な被害がもたらされております。また、海岸浸食の進行や夏の猛暑も例年化しております。こうした異常気象や猛暑は、地球温暖化による疑いが濃厚であると多くの識者が指摘しているところでもあります。

このような状況下、環境立国を目指す日本は、海岸保全や防災のための施策はもちろん、確実に地球環境をむしばんでいる地球温暖化を防止するための抜本的な施策を講ずべきであります。

以上の観点から、5事項について政府に強く要望するものであります。

以上、議員の皆様のご賛同の方よりしくお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第10号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第10号異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 意見書案第11号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第10、意見書案第11号を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案第11号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第11号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。佐々木晴一君。

○議員(2番 佐々木晴一君)

意見書案第11号に対する賛成討論をさせていただきます。

現在は、グローバル化が急速に進行している時代であり、国家間の相互依存関係は一層深まり、世界各国は運命をともにしなければならない状況になりつつあります。

そんな中でも、日本は日米安保条約によって日本の平和と安全を維持できていることは明らかであります。その安全保障条約は、それをいったん締結してしまえば、いつでも効果を発揮するというものではありません。いつ緊急事態が発生しても、この条約が十分効果を発揮するようにしておくためには、平素から心がけて、そのような条件ない信頼関係を培っておく必要があります。

アメリカが困って、日本に協力と援助を要請してきたときに、日本がそっぽを向いているようでは、日本が緊急事態に陥ってアメリカに安保条約に基づく協力と援助を要請したときに、アメリカにそっぽを向かれても、日本としては文句の言いようがありません。

現に、湾岸戦争においては、日本は130億ドルもの巨額を支出しましたが、自衛隊参加がなかったために、戦友ではない、現金引き出し機と非難され、また、イラク支援においては、イギリス、スペイン、ポーランド、その他の国々はイラクの治安が安定していない地域に軍隊を派遣しましたが、日本は憲法9条の制約から、生命の危険があるところへの自衛隊の派遣ができませんでした。日本人は、これを当然の理屈だと考えても、諸外国は納得しません。

元来、日本では非戦主義と国連の平和主義という似て非なる概念を混同し、世界に通用しない日本の一国平和主義が、さしも当然のごとくまかり通ってきました。この非常識な認識を改めるためにも、憲法9条は見直すべきだと私個人的には思いますが、私が所属する中間クラブの会派で決まったことですので、憲法9条の1項(戦争放棄)、2項(戦力の不保持、交戦権の否定)の精神を引き継ぐものとして、意見書案11号には賛成いたします。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第11号憲法第9条の1項（戦争放棄）、2項（戦力の不保持）の堅持を求める意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 第35号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第11、第35号議案中間市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例を議題といたします。

ただいま議題となっております第35号議案については、所管の総務委員長から、目下委員会において審査中につき、会議規則第99条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第12. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより、日程第12、会議録署名議員の指名を行ないます。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において草場満彦君及び中尾淳子さんを指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、平成19年第3回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前10時37分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 草 場 満 彦

議 員 中 尾 淳 子